

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆事業者を装ったSMSに注意！
- ◆消費者の権利と責任
- ◆「令和元年度金融・経済講演会」を開催します！
- ◆年末年始の消費生活センター相談受付体制の御案内



事業者を装ったSMSに注意！

※SMSとは・・・ショートメッセージサービスの略。電話番号を宛先に指定してメッセージを送受信することができる。

「注文していた商品を発送する」というメッセージがSMSで届き、「心当たりがない方は、URLまで」と偽サイトへ誘導し、個人情報を抜きとられる事例が増加しています。



相談事例

スマホに「注文を受けていた商品を明日発送する。代金15,000円は代引きとなる。受取拒否の場合は、手数料・送料を請求する。注文に心当たりのない方は下記のURLまで」というSMSが届いた。心当たりはないが、どうしたらよいか。

★アドバイス★



©宮城県・旭プロダクション

- **心当たりのない不審なメール・SMSが届いても、反応しないようにしましょう。**
身に覚えのない内容のメールに対して安易に返信や電話をすると、メールアドレスや電話番号などの個人情報が知られてしまうので、決して連絡をしないようにしましょう。
- **実在する事業者名が記載されているメール・SMSが届いて不安な場合は、事業者公式サイト等で確認しましょう。**
実在する事業者名をかたり、未納料金があると称して請求される事例や、不正ログインによるID設定等の名目で偽サイトに誘導して個人情報やクレジットカード等の情報を入力させるようなフィッシングの事例も寄せられています。日頃から、メールやSMSのURLはすぐにタップ（クリック）せず、公式サイトなどの確かな情報源から真偽を確認しましょう。また、電話番号やパスワード、認証コードなど、重要な情報を安易に入力してはいけません。
- **不安に思うことがあったら、消費生活センターに相談しましょう。**
※フィッシングとは・・・事業者を装った電子メールを送り、メール内に記載したURLから偽サイト（フィッシング）へ誘導し、個人情報を搾取する手口のこと。

消費者の権利と責任

消費者と事業者との間には商品の内容などについて、情報の量や質に大きな差があります。そのため、消費者が安心安全に暮らすために事業者に情報を求めることは、消費者の当然の権利です。しかし、一方で、消費者にもトラブルにならないように情報をよく確認するなどの責任があります。

国際消費者機構では、消費者の8つの権利と5つの責任を提唱しています。また、「消費者基本法」の中でも、消費者の権利について定められています。

この権利と責任の考え方を理解して実践し、かしく責任のある消費者になりましょう。

消費者の権利

① **生活の基本的ニーズが保障される権利** 衣食住などの生活に必要なものが揃っている。

②安全である権利

生命や健康に関わる危険な商品によって、消費者が被害を受けない。

③知らされる権利

商品の品質や内容などの情報をしっかり知ることができる。

④選択する権利

自分の意思で、自由に商品やサービスを選べる。

⑤意見が反映される権利

企業や行政などに意見を言ったとき、意見が反映されて対応策がとられる。

⑥補償を受ける権利

被害を受けて企業や行政に相談したとき、被害回復の対応策がとられる。

⑦消費者教育を受ける権利

被害や事故にあわないように、事前に学校や家庭で学ぶ機会がある。

⑧ **健康な環境で働き生活する権利** 健全な生活環境の中で働き、生活ができる。

消費者の責任



消費者として責任を持とう！

①批判的意識を持つ責任

広告などの情報をうのみにせず、商品の価格や品質に疑問や関心を持ちましょう。

②自己主張し行動する責任

買った商品に問題があったら、企業や消費生活センターなどに相談しましょう。

③社会的関心への責任

自分たちの消費行動が、社会に与える影響を自覚して買い物をしましょう。

④環境に与える影響を自覚する責任

商品を選ぶときは、原料や使い終わった後のことも考えましょう。

⑤消費者として団結し連帯する責任

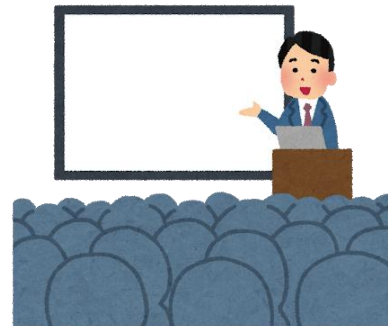
ひとりでは弱い力も、集まれば大きな力になります。社会全体で協力して問題を解決しましょう。

「金融・経済講演会2019」を開催します！

参加
無料

金融商品やサービスの多様化、キャッシュレス化の拡大により、社会の環境は大きく変化し、それぞれの世代に応じた金融リテラシーの向上が、これまで以上に必要になります。くらしに身近なお金や金融について、わかりやすく学べる講演会を開催しますので、ぜひ御参加ください。

■講演「お金の常識・非常識 ～人生にお金はいくら必要か～



●講師 経済評論家

山崎 元 氏

■セミナー「人生100年時代の医療費 ～がんになったらどうする？ どうなる？」

●講師 AFP NPO法人日本FP協会宮城支部会員 今野 剛義 氏

■日時 令和2年1月25日(土) 13:30～16:10 (開場13:00)

■会場 トラストシティカンファレス・仙台
(仙台市青葉区一番町1-9-1 仙台トラストタワー5階)

■定員 250名(申込先着順)

■締切 令和元年1月22日(水) 必着
※電話またはFAXでお申込みください。

■お申込み・お問い合わせ先
宮城県金融広報委員会
〒980-8570
仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県環境生活部消費生活・文化課内

TEL 022-211-2523

FAX 022-211-2592



年末年始の消費生活センター相談受付体制の御案内

年末年始の消費生活センターの相談受付日は下表のとおりです。

月	火	水	木	金	土	日
12/23	24	25	26	27	28	29
30	31	1/1	2	3	4	5

★相談時間★

- ・印なし：9時～17時
- ・○印：9時～16時
- ・×印：休み



困ったとき、わからないときは…

相談
しよう!

消費生活センター 県民サービスセンター

気仙沼・本吉圏



気仙沼地方振興事務所
県民サービスセンター

0226-22-7000

仙台弁護士会
気仙沼法律相談センター
0226-22-8222

東部地方振興事務所
登米地域事務所
県民サービスセンター
0220-22-5700

仙台弁護士会
登米法律相談センター
0220-52-2348

東部地方振興事務所
県民サービスセンター
0225-93-5700

仙台弁護士会
石巻法律相談センター
0225-23-5451

栗原圏



登米圏



石巻圏



大崎圏



仙台圏



仙南圏



北部地方振興事務所
栗原地域事務所
県民サービスセンター

0228-23-5700

北部地方振興事務所
県民サービスセンター

0229-22-5700

仙台弁護士会
古川法律相談センター

0229-22-4611

宮城県消費生活センター

022-261-5161

仙台弁護士会
法律相談センター

022-223-2383

大河原地方振興事務所
県民サービスセンター

0224-52-5700

仙台弁護士会
県南法律相談センター

0224-52-5898

消費者ホットライン

188(嫌や!)

お住まいの地域でその日相談できる窓口につながります。
その他、市町村でも消費生活相談窓口を設置しています。

警察相談専用電話

#9110

相談受付時間

宮城県消費生活センター

平日:9:00~17:00 土日:9:00~16:00
※祝日・年末年始はお休みです。

各地方振興事務所県民サービスセンター

平日:9:00~16:00
※土日祝日年末年始はお休みです。

宮城県消費生活センターのホームページから、
本情報誌のバックナンバーをご覧ください。

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoubun/miyaginojoho.html>

みやぎの消費生活情報



検索!



本情報誌についてのお問合せは、宮城県消費生活・文化課相談啓発班まで(電話 022-211-2524)